解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十五日
愛知県名古屋市中区三の丸二丁目一番一号
財団法人愛知県警察協会
清算人　神谷　信広

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月九日開催の社員総会の決議ならびに滋賀県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十五日
滋賀県大津市中庄一丁目一七番四七号
医療法人アイワイ会
清算人　林　剛

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年九月一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十五日
岡山市北区今二丁目二番一号
財団法人岡山県市町村自治協会
代表清算人　河島　建一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年七月一日基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十五日
愛媛県大洲市白滝甲六七一番地の一
財団法人白滝公益会
代表清算人　上満　武

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月二十一日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十五日
大分県中津市本耶馬渓町折元六七九番地の一
財団法人上津保育園
代表清算人　河野　和枝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十五日
札幌市東区北一〇条東一丁目二番三五号
財団法人鉄北福祉北神会
代表清算人　井上　清

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十月二十六日福島県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十五日
福島県双葉郡浪江町大字棚塩字向川原二一
四番地
財団法人浪江町振興公社
代表清算人　上野　晋平

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により、平成二十五年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十五日
群馬県渋川市川島二四〇三番地の一
財団法人平和墓苑
代表清算人　栗林　弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月二十三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十五日
山梨県甲府市東青沼町一二三番地
宗教法人神道修成派甲府教会
清算人　中村　祥子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月二十五日開催の総会の決議により同日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十五日
滋賀県大津市京町四丁目三番二八号
社団法人歯の衛生協会
代表清算人　芦田　欣一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十五日
愛媛県松山市南江戸一丁目四番一四号
社団法人愛媛県公共嘱託登記司法書士協会
代表清算人　土居　克久

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日開催の社員総会の決議並びに熊本県知事の認可により、平成二十五年八月九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十五日
熊本県水俣市浜町一丁目八番三二号
医療法人社団大塚内科医院
清算人　大塚　克子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十五日
東京都江戸川区平井三丁目二三番二四号
社団法人日本経営労務協会
清算人　久保田高永

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月二十四日開催の通常総会において解散の決議を行い、同年八月十九日付で主務官庁の許可を得、同日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月二十五日
静岡県掛川市下垂木二六六番地
社団法人飛鳥報徳社
代表清算人　荒川　千尋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩見沢市南町七条五丁目一番地一〇八、最後の住所北海道岩見沢市南町七条五丁目二番一号　被相続人　亡　菅　恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十五日
北海道夕張郡由仁町本町一四二番地
相続財産管理人　伊部　憲幸

第24期決算公告

平成25年9月25日
埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目1番7号
株式会社ナカタニ
代表取締役　中谷　薫

貸借対照表の要旨（平成25年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,574,190
	固定資産	33,136
	合計	1,607,326
負債及び純資産の部	流動負債	370,308
	固定負債	185,026
	株主資本	1,051,992
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,041,992
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,039,492
	（うち当期純利益）	(76,353)
	合計	1,607,326